

第37回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年9月19日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年9月19日 14時40分から17時05分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
- 9番 外間 博則 10番 與那嶺正敏
- 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

なし

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第149号 非農地証明について

議案第150号 農業委員会等に関する法律施行令第4条第2項に規定する証明書の発行について

報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第37回農業委員会会議（総会）を開会いたします。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日19日の1日限りに決定します。
議事録署名人の指名ですが、9番さんと10番さんになっておりますので、よろしくお願
いします。

それでは議案第148号から議案第149号まで、一括して事務局長より説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

（議案第148号を議案書をもとに朗読）

事務局長

補足の説明をいたします。

1番は譲受人が新規に農業を経営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するもので、2番は貸付人より申請地を使用貸借するものであります。譲受人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数150日、営農計画（作目 キャベツ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で22aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま。

3番は、譲受人が新規に農業を経営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数1台、農作業従事日数150日、営農計画（作目 キビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で26aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

4番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数4台、農作業従事日数300日、営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で37aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

5番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数1台、農作業従事日数250日、営農計画（作目 果樹）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で32aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数5台、農作業従事日数250日、営農計画（作目 ジャがいも）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で26aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

続きまして8ページお願いします。

（議案第149号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

	<p>1 番の非農地証明でありますが、申請地は平成5年頃から、農地法の許可もうけずに資材置場として賃貸していました。これについては始末書の提出もあり、コンクリート敷きのため、今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま。</p> <p>2 番の非農地証明でありますが、申請地は昭和48年から住宅敷地として使用されてきており、現在も住宅の一部として使用している。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思っています。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>その前に、先ほど休憩中に、3ページの5番の面積が43㎡のうち、持ち分3分の1ということについて御質問がありましたので、その辺から。</p>
事務局長	<p>5番の、こちらは2筆あります。本来はこの欄に入るべきですけれども、システムの都合上、打ち込みができなくて別添の別紙でやっておりますけれども、もう一つは、1筆丸々ではなくて3名の共有の持ち分になっているものですから、その3分の1、いわゆる14㎡ぐらいいですか、その分を有償移転すると。その14㎡と2ページの287㎡を足すと301㎡と。今回は合計で301㎡が申請ということになっております。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありましたので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。</p>
2番	<p>議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局より詳しく説明もありました。休憩中に現場調査も行って、いずれも下限面積も十分に満たされているので、1から6を含めて許可としたいと思います。</p>

議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第148号については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第149号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。3番、どうぞ。</p>
3番	<p>議案第149号 非農地証明交付申請の承認についてであります。事務局から説明を受け、現場調査もいたしました。そして、1番に関してはもう20年以上も前から資材置き場として使用されており、その上、土間もコンクリートで敷かれておりますので、それを復元するのは非常に難しいと思いますので非農地証明、そのまま承認したいと思います。それから2番、登又に関しては、もともと宅地だった跡でもありますので、これも農地として使用するのには難しいと思いますので、本員は非農地として承認したいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第149号については非農地として承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第150号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは10ページのほうをお願いします。</p> <p>（議案第150号を議案書をもとに朗読）</p>
事務局長	<p>次の11ページをお願いします。</p> <p>参照図書として、農業委員選挙の手引き（第13版）によりますと、第1部 農用委員会委員選挙の解説、33ページ。2 選挙人名簿に登録されなかった者の立候補。①選挙人名簿に登録されなかった者で選挙人名簿に登録されるべき者。②選挙人名簿確定の期日において年齢満20年に達しないため選挙人名簿に登録されなかったが、選挙の期日までに年齢満20年に達するもの。③その他選挙の期日までに被選挙権を有するに至った者についての立候補の届出にあつては、その届出書に必要的記載事項として耕作農地面積を記載していなければならないが、その者が耕作農業者の同居の親族または農業生産法人の組合員、社員または株主である場合には、その旨を証する農業委員会の証明書を添付書類として添付する必要がある。（農業委員会等に関する法律施行令第4条）となっております。</p> <p>こちらにつきましては、通常選挙人名簿は毎年1月1日現在で申請、1月10日までに受付</p>

	<p>をしまして、その後、農業委員の皆さんで審査をして、1月31日付で選挙管理委員会のほうに送付して、大体2月に閲覧期間を設けて異議申立期間を経て、3月31日時点で選挙人名簿は確定します。しかし、その後立候補で、選挙権という、投票する権利は3月31日までに掲載されなければ選挙権自体はないんですけれども、立候補するだけは、その後もそういう資格がある人、要するに本当は資格があったんだけれども、申請し忘れたと、そういう方々は選挙権はないんだけれども立候補はできるという制度になっています。そのためには農業委員会会長が選挙権を、そういう資格がありますよという証明書を、これでありますけれども、こういうふうには発行しないとイケないですよ。本来であれば臨時総会を持ちまして、委員に諮って証明発行となりますけれども、こういう場合には事務局専決ではなくて、農業委員会会長のほうに一任すると。皆さんの意見を募らないで証明書を発行してよろしいでしょうかという議案になっております。</p>
事務局長	<p>10日までに受付ですから、そういう人たちは選挙権はないですよ。でも立候補することはできる。</p>
11番	<p>今まではそういう人はいたのかな？</p>
事務局長	<p>いないと思います。</p>
11番	<p>いないけど法令的にあるから、そういうことを…。</p>
事務局長	<p>あります。ただ、今回は選挙がありますから、万が一、選挙期日までにそういう状況になった場合には、そういった資格があるかどうかは会長に任せるといことです。</p>
8番	<p>法律としてはあるわけですね。</p>
事務局長	<p>そうですね。</p>
7番	<p>これはただ、会長に一任するかどうかでしょう。</p>
事務局長	<p>そうです。今、議案で承認を求めているのはそういうことです。要するに、会長に一任していいかですね。できなければまた、臨時総会を開かないとイケないということです。</p>
8番	<p>会長に一任のそのままでいいんじゃないですか。</p>
事務局長	<p>そういうことですね。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、会長一任でよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>続きまして、報告第54号について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは12ページをお願いいたします。</p> <p>(報告第54号を朗読する前に以下を説明)</p>
<p>事務局長</p>	<p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>(説明後議案書をもとに朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。 第37回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
<p style="text-align: center;">閉会 17時05分</p>	
<p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p>	
<p style="text-align: right;">中城村農業委員会会長 新垣 秀 則</p>	
<p style="text-align: right;">議事録署名人 9番委員 外間 博 則</p>	
<p style="text-align: right;">議事録署名人 10番委員 與那嶺 正 敏</p>	